

平成25年 3月28日

参 考 資 料

平成24年度行政監査(テーマ型)結果について

本県では、これまで定期監査のなかで財務監査と行政監査を一体的に実施していましたが、全庁横断的に共通の視点で監査を行うため、定期監査とは別に特定のテーマを設けた行政監査(テーマ型)を新たに平成24年監査から導入しました。

このたび、その監査結果を報告書として取りまとめ、地方自治法第199条第9項に基づき議会及び知事等に提出いたしましたのでお知らせします。

1 平成24年度テーマ及び選定理由

(1) テーマ 「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」

(2) 選定理由 「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が施行後7年経過したことから
制度導入の効果及び運用上の課題の有無
行政改革の流れの中で県の事務の外部委託化が進んでおり、現行の制度運用と所属の執行状況・商慣習との間に齟齬が生じていないか
について、調査・検証を行う必要があること

2 監査実施期間

平成24年7月から平成25年3月まで

3 監査実施対象所属

知事部局、企業局、教育局、警察本部、各委員会所管の全所属(604所属)

4 監査の実施方法

- ・所属に対する調査
- ・本県と財政規模を同じくする9都道府県に対する調査

5 監査の結果

既に長期継続契約を締結している契約のうち、単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約については、全ての契約で契約金額が低下(約20%~60%(平均29.4%)、合計約2億9千万円)しており、経済性の向上が認められた。また、行政サービスの質あるいは業務効率の向上に寄与しているといった成果が確認された。

6 監査委員の意見

本県の運営の合理化に資するため、地方自治法第199条第10項に基づいて、三つの意見を提出した。

詳細は、別添「行政監査結果報告書(概要版)」及び「行政監査結果報告書」のとおり

(問い合わせ先)

神奈川県監査事務局総務課

課長 西井 電話045-210-8460

副課長 大庭 電話045-210-8461

長期継続契約とは

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第234条の3の規定に基づいて締結する契約である。予算において1件ごとに明示する債務負担行為によることなく、翌年度以降の複数年度にわたる契約（例えばパソコンのリース契約）を締結できる制度であり、会計年度独立の原則の例外規定である。

根拠法令 地方自治法（抜粋）

第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

行政監査結果報告書 概要版

第1 平成24年度監査テーマ

「長期継続契約制度の委託契約における運用状況」

[選定理由]

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の施行後7年が経過したことから

- ・制度導入の効果及び運用上の課題の有無
- ・行政改革の流れの中で県の事務の外部委託化が進んでおり、現行の制度運用と所属の執行状況・商慣習との間に齟齬が生じていないかについて、調査・検証を行う必要があること

長期継続契約とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3の規定に基づいて締結する契約

予算において1件ごとに明示する債務負担行為によることなく翌年度以降にわたり複数年度にわたる契約を締結できる制度であり、会計年度独立の原則の例外

長期継続契約制度の概要については、別添資料「長期継続契約の位置付け」のとおり

第2 監査の実施

1 監査実施方針

監査実施方針を次のように定めた。

- ア 既に長期継続契約を締結している業務について、その後の運営状況を把握し、どのような効果がでているか、事務執行が適正に行われているか、運用上の課題はないかについて調査・検証する。
- イ 今後、長期継続契約の対象とすることが望まれる業務はないかとの視点から長期継続契約の適用範囲の拡大の必要性を調査・検討する。

2 監査実施期間

平成24年7月から平成25年3月まで

3 監査実施対象機関

知事部局、企業局、教育局、警察本部、各委員会所管の全所属（604所属）

4 監査の実施方法

(1) 本県の所属に対する調査

ア 一次調査

- ・対象所属に対し、調査票による回答を求めた。
- ・調査対象は、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2号の規定に該当する長期継続契約を既に締結しているもの、平成23年度に執行した単年度契約で、契約額が100万円を超える役務費及び委託料のうち、翌年度以降にわた

り役務の提供を受ける必要があるもの

イ 二次調査

- ・一次調査で回答のあった契約の中から、さらに調査・検証が必要な業務に係る23契約を抽出
- ・17所属の担当者から対面で説明を聴取した。

(2) 他都道府県に対する調査

他都道府県で長期継続契約の対象としている業務等の状況について調査するため、予算規模が本県と同程度の9都道府県（予算規模の順に東京都、大阪府、北海道、兵庫県、愛知県、埼玉県、千葉県、福岡県、静岡県）に対し照会を行い、全ての都道府県から回答を得た。

5 監査実施の着眼点

本県での条例に基づく長期継続契約の運用が、法令の趣旨、所属の実態及び他都道府県の規定状況と差異がないか調査・検証するため、着眼点を次のように定めた。

(1) 既に長期継続契約の対象となっている委託業務について

- ア 経済性の向上が図られたか
- イ 県民サービスや業務効率の向上が図られたか
- ウ 履行期間中、業務の品質確保について工夫しているか
- エ 業者選定時に競争性を確保する取組がなされているか
- オ 運用上の課題はないか

(2) 現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について

- ア 長期継続契約の適用により、安定的な県民サービスの提供や業務効率の向上につながるものはないか
- イ 受託者において、複数年の契約を前提とした投資を行うことが経済的であり、結果として契約額の低減が期待できるものはないか

(3) 制度運用について

- ア 本県条例及び本県規則は法の趣旨に沿ったものとなっているか、他都道府県の条例等と比べてどうか
- イ 業務に支障をきたしていないか

第3 監査の結果

1 着眼点ごとの調査結果

- ・既に長期継続契約を締結している契約227件
- ・単年度契約を締結している契約712件

合計で939件（複数契約を1件としているものがある。）の回答があった。

一次調査の結果及びその主な回答を踏まえて行った二次調査の結果を前記の「監査実施の着眼点」ごとに次のとおり整理した。

(1) 既に長期継続契約の対象となっている委託業務について

- ア 経済性の向上が図られたか

【調査結果】

単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約については、全ての契約で契約金額が低下しており、経済性の向上が認められた。（「第3 監査の結果」「2 監査の結果」、「第4 監査委員の意見」2）

一次調査で単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった契約について、単年度契約時の契約金額と長期継続契約における年割額を比較したところ、契約金額が約20%～60%（平均29.4%）、合計で2億9千万円強低下していた。

[事例1] コンピュータセンターの入出力装置操作業務(総務局・情報システム課)

[事例2] 放置車両の確認と標章の取付けに関する委託(警察本部・駐車対策課)

[事例3] 機械警備業務(県民局・公文書館ほか73所属)

イ 県民サービスや業務効率の向上が図られたか

【調査結果】

長期継続契約を締結している大半の契約において、受託者の業務スキルの向上やノウハウの蓄積により安定的な県民サービスが提供され、さらに、受託者への関与や調達事務に係る負担が軽減したことにより業務効率が向上した事例が見られた。（「第3 監査の結果」「2 監査の結果」、「第4 監査委員の意見」1）

[事例4] 自動車税コールセンター運営業務の委託(政策局・自動車税管理事務所)

[事例5] 自動車取得税及び自動車税申告書受付等業務委託(政策局・自動車税管理事務所)

[事例6] コンピュータセンターの入出力装置操作業務(総務局・情報システム課)
(事例1と同一契約)

ウ 履行期間中、業務の品質確保について工夫しているか

【調査結果】

長期継続契約を締結している契約を種類別に見ると、大半の種類において、受託者との意思疎通や発注する業務内容の明確化など業務の品質確保について工夫している事例が見られた。（「第4 監査委員の意見」1）

[事例7] 神奈川県営水道お客さまコールセンターの設置及び運営業務委託
(企業局・経営課)

[事例8] 放置車両の確認と標章の取付けに関する委託(警察本部・駐車対策課)
(事例2と同一契約)

エ 業者選定時に競争性を確保する取組がなされているか

【調査結果】

価格だけでなく業務能力や財務をはじめとする組織基盤などを総合的に評価して業者を選定している事例があった。（「第4 監査委員の意見」1）

[事例9] 放置車両の確認と標章の取付けに関する委託(警察本部・駐車対策

課) (事例2及び事例8と同一契約)

オ 運用上の課題はないか

【調査結果】

事務処理が不適切な事例は認められなかった。

しかし、長期継続契約の新たな適用を、部局も交えてより効果的、効率的に検討するために必要な情報の提供方法や提供内容について課題が見受けられた。(「第4 監査委員の意見」2)

(ア) 契約締結後の事情変更

契約締結後、内容を変更していた事例は1件であり、適正に事務処理が行われていた。

(イ) 長期継続契約の適用対象の周知

長期継続契約の適用対象である委託業務について、これまで単年度契約を行っていたが、部局の関与が長期継続契約の適用につながった次の事例があった。

[事例10] 博物館情報システム運用支援業務委託[教育局・歴史博物館]

一方、長期継続契約を希望しながら、条例の適用対象であることを知らずに単年度契約を締結していた事例があったが、その背景には、適用の妥当性を判断する上で、関係規定の所在や長期継続契約の具体的な対象が分かりにくいという状況がある。

(ウ) 長期継続契約の契約期間

機械警備業務について、契約期間と機器の実質的な使用期間との乖離を懸念する声もあったが、今回の監査では問題とするには至らなかった。

(2) 現在、長期継続契約の対象となっていない委託業務について

ア 長期継続契約の適用により、安定的な県民サービスの提供や業務効率の向上につながるものはないか

(ア) 年度ごとに受託者が変更することのマイナス面が大きいもの

【調査結果】

複数年にわたる契約を締結することで年度ごとの受託者変更に伴う委託レベルの低下がなくなり、安定的な県民サービスや委託業務の質、業務効率の向上や経済性、競争性の向上につながると考えられる業務があった。(「第4 監査委員の意見」1)

a 専門性を必要とする反復的な事務処理業務

[事例11] 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内等業務委託
(県民局・パスポートセンター)

b 調査研究業務

[事例12] 対照流域調査地流域水収支研究委託(環境農政局・自然環境
保全センター)

c 相談・支援業務

[事例13] 若年者就業支援事業実施業務委託
シニア・ジョブスタイル・かながわにおける就業支援事業
業務委託(商工労働局・雇用対策課)

d 庁舎管理関係業務

[事例14] 庁舎総合設備保守管理業務委託(安全防災局・総合防災センター)

[事例15] 警備保安等業務委託(県民局・かながわ県民活動サポートセンター)

[事例16] 設備等管理業務委託(商工労働局・産業技術センター)

[事例17] 案内・受付、電話交換業務委託(県民局・かながわ県民活動サポートセンター)

[事例18] 警備等総合建物管理業務委託(教育局・歴史博物館)

[事例19] 警察本部庁舎中央監視装置運転委託(警察本部・施設課)

(イ) 年度をまたぐ契約ができないために困難を生じているもの

【調査結果】

現在、本県の長期継続契約は「1年を超える」契約とされているが、契約期間が1年を超えない契約で、前年度に契約できれば、効果が大きいと考えられる業務があった。(「第4 監査委員の意見」3)

a 4月1日業務開始

(再掲) [事例14]から[事例19]の業務

b 業務の性質

(a) 一連の業務が年度をまたぐこともあって、次年度に随意契約の締結を余儀なくされているもの

[事例20] あゆ種苗生産委託(環境農政局・水産課)

(b) 単年度契約にするために事業実施の効果が損なわれているもの

[事例21] テレビ広報番組「カナフルTV」の制作・放送業務委託(県民局・広報課)

(c) 契約始期をずらすことで効率的な業務実施が可能になると考えられるもの

[事例22] ヘルプデスク運用業務委託(総務局・情報システム課)

イ 受託者において、複数年の契約を前提とした投資を行うことが経済的であり、結果として契約額の低減が期待できるものはないか

【調査結果】

長期継続契約とすることにより、複数年での研修費用等の回収が確実となり、委託費用の低減も期待できる業務があった。(「第4 監査委員の意見」3)

[事例11](再掲) 一般旅券申請受付審査・交付・作成・電話案内等業務委託(県民局・パスポートセンター)

[事例19](再掲) 警察本部庁舎中央監視装置運転委託(警察本部・施設課)

(3) 制度運用について

ア 本県条例及び本県規則は法の趣旨に沿ったものとなっているか、他都道府県の条例等と比べてどうか

【調査結果】

対象としている委託業務としては、特に庁舎管理関係業務において、本県と他都道府県に差異が認められた。（「第4 監査委員の意見」3）

他都道府県では運用通知における解説やQ & Aなどにより、条例の考え方や具体例を示すなど工夫が見られた。（「第4 監査委員の意見」2）

長期継続契約の対象とする委託業務について、本県と他の都道府県（東京都、大阪府、北海道、兵庫県、愛知県、埼玉県、千葉県、福岡県、静岡県）を比較したところ、庁舎管理関係業務（清掃、警備、設備・機器の保守）の委託について、8又は9都道府県が長期継続契約の対象としているのに対し、本県では全く対象としていなかった。

イ 業務に支障をきたしていないか

【調査結果】

現在、長期継続契約の対象とされていない庁舎設備や機器の保守管理業務について、職員数の減少や職員配置の変化により、技術の伝承が困難となってきており、契約更新時の業者間の引継ぎに頼る部分が増えているという実情があると認められた。（「第4 監査委員の意見」1）

(ア) 既に長期継続契約を締結している委託業務について

調査では、長期継続契約としたことによる課題は特にないという回答が大半で、現実に課題が生じているものはなかった。

(イ) 現在、長期継続契約の対象とされていない委託業務について

一次調査では、単年度契約における課題として、県民サービスや業務効率の点で、「契約の切替え時に受託者が業務に慣れるまで職員のサポートが必要である。（庁舎設備管理、庁舎警備、自動車運行管理など全般的な契約）」、「毎年度の調達事務が煩雑である。（全般的な契約）」などの回答があった。

二次調査では、特に庁舎管理関係業務において、事前に現場確認や機器の操作、緊急時の対応などのため準備期間が必要であるが、実際には前年度3月下旬に業者決定し十分な準備期間がとれない中で職員が受託者に対する支援を行い年度当初を乗り切っている実情があった。

2 監査の結果

既に適用されている業務のうち、単年度契約時と契約条件が同一であると回答のあった長期継続契約について、単年度契約時の契約金額に比べ年割額で平均29.4%低下しているなど、経済性や行政サービスの質あるいは業務効率の向上に寄与しているといった成果が確認された。

この制度が適用されていない業務でも、経済性、効率性、有効性の観点から、今後適用の検討が必要と思われる業務があるなど課題も確認された。

長期継続契約によっている委託契約について監査した結果、合規性の面で指摘事項に該当するものは認められなかった。

第4 監査委員の意見

監査の結果、本県における長期継続契約制度の取扱いにおいて合理性を欠いている面が認められた。そこで、本県の運営の合理化に資するため、本報告に添えて、地方自治法第199条第10項に基づいて次の意見を提出する。

1 制度の運用の充実に資するための意見

本県条例のもと、長期継続契約を締結している業務の運用改善、今後長期継続契約を締結しようとする業務の運用の一助とするため、先行の取組事例を共有するなどの方策を検討する必要があると考えられる。

長期継続契約は、受託者の業務スキルの蓄積・向上によるより良質な行政サービスの提供といったメリット（調査結果、 ）の一方で、長期の収益が確保されることによる受託者のマンネリ化、怠惰による履行不良の発生懸念、将来の業者選定時における現受託者の優位性などの課題が想定される。

既に長期継続契約を締結している契約については、その対応として業務の品質確保や競争性を確保するための工夫を行っている事例が認められた（調査結果、 ）。

2 制度の定着に資するための意見

長期継続契約は、経費の削減、調達方法の改善、ひいては事務改善にもつながるものであることから、長期継続契約の締結の適否について部局全体で検討できるよう、条例の考え方を明示したうえで、関連規定を一元的・効果的に情報提供するなどの工夫を検討する必要があると考えられる。

これまで単年度契約を締結していたが部局の関与により長期継続契約に移行した事例があった（調査結果、 ）。

長期継続契約の対象となっていない委託業務で、単年度契約による支障があり、今回調査で長期継続契約を希望すると回答した所属の中で、新たに対象の契約の種類に位置付けるよう働き掛けを行なっている所属はなかった。これは、長期継続契約が例外的な取扱いであると認識していたこともあるが、関係規定の所在や長期継続契約の判断基準、具体的な対象が分かりにくいといった理由で、当該業務の妥当性、有効性などの観点から総合的に検討できなかった可能性も否めない。

他都道府県の事例をみると、運用通知やQ & A形式で、条例の考え方や具体例を示している県、起案文書に長期継続契約による支出の低減額を記載させるなどにより長期継続契約の具体的なメリットを申告させて経済性の向上を図っている県もあった（調査結果）。

3 制度導入の効果の拡大に資するための意見

本県の長期継続契約の対象業務は、他の都道府県に比べ、やや限定的に過ぎることが懸念されるため、経済性の向上を確保する仕組みを整備することを前提とした上で、庁舎管理関係業務など対象業務の種類拡大を検討する必要があると考えられる。

研修費用等の初期投資が多額であり、経済性の向上が見込めるものでありながら、本県の長期継続契約の対象要件に該当しないとして経済性向上の機会を逸しているものがあつた。

同一事業者との契約継続の必要性が明らかな一連業務であるにもかかわらず、次年度に改めて随意契約を行っているなど、業務効率の面で望ましくないものがあつた。

庁舎管理関係業務については、制度を所管する総務省においても長期継続契約の対象とすることを想定し、今回調査を行った他都道府県でもほとんど全ての都道府県が対象としており（調査結果）、「高度な専門性・技術」を有しないとして長期継続契約の対象としない理由は認められない。

長期継続契約の位置付け

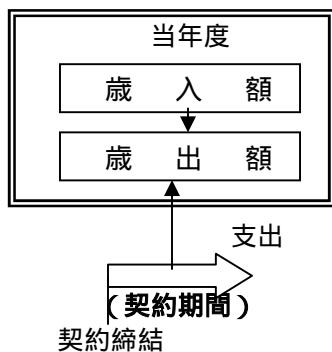
1 予算制度

予算の原則

会計年度独立の原則

歳出（目的達成に必要な支出）は、その年度の歳入をもってこれに充てることとして予算を編成し、議会の議決をうけることが原則。このため、目的達成に必要な支出原因契約は、その年度の歳出予算の金額の範囲内で締結するのが原則。

歳入歳出予算として議決

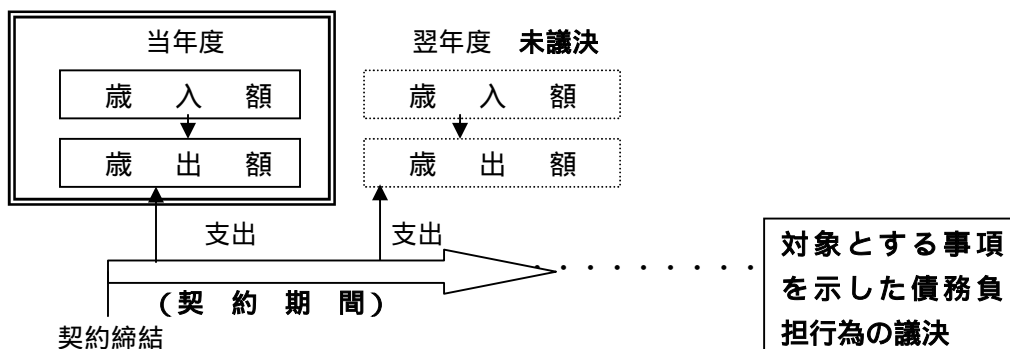


例外

債務負担行為

翌年度にわたる債務を負担する行為（支出の原因となる契約の締結）について、歳入歳出予算とは別に、1件ごとに議会の議決を経る方法

歳入歳出予算として議決

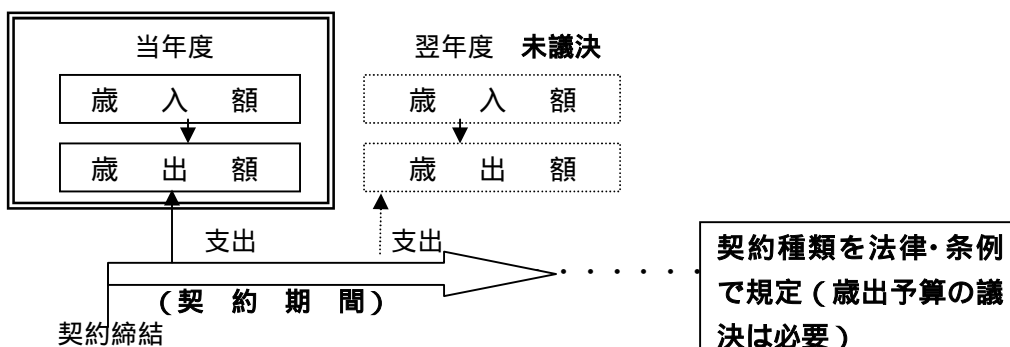


例外

長期継続契約

法律又は条例で定められた種類の契約について、翌年度にわたる債務負担（支出の原因となる契約締結）を許すもの

歳入歳出予算として議決



2 地方自治法の規定

昭和38年改正による制度新設

地方自治法第234条の3

普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは公衆電気通信の役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

制定の趣旨は、

- 電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約が普通地方公共団体が行政運営を行っていく中で一日も欠かすことのできないものであり、毎年更新を繰り返すまでもなく、長期にわたって契約を締結できるとするのが合理的であること、
- 不動産を借りる契約も電気、ガス等の契約と同様に長期にわたって契約を締結することが実情であり、毎年更新を繰り返す不合理をなくす

平成16年改正

社会経済情勢や情報通信技術等の変化に伴い、コピー機やパソコン等のOA機器なども行政運営を行っていく中で欠かせないものとなったが、これらを借り入れるための契約の締結方法が商慣習上複数年にわたる契約であり、商慣習に併せ翌年度以降にわたる契約を締結することが円滑な事務の遂行にとっても適切

↓

平成16年の地方自治法改正により「その他政令で定める契約」が追加

↓

地方自治法施行令第167条の17

翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの

翌年度以降
にわたり

- ・ 電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約
- ・ 電気通信役務の提供を受ける契約
- ・ 不動産を借りる契約
- ・ 政令で定める契約 H16改正による追加

{
・ 物品を借り入れる契約
・ 役務の提供を受ける契約
} = 条例で定めるもの

3 本県の条例、規則

上記の16年法改正を受け、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」（平成17年条例第87号）及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」（平成17年規則第150号）が制定・施行された。

条例

第1号 事務用機器、車両その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるもの

規則

- 1 事務用機器類の借入りに係る契約
- 2 船車類の借入りに係る契約
- 3 家具、寝具類及びちゅう具類の借入りに係る契約
- 4 計測機器類の借入りに係る契約
- 5 写真光学機器類の借入りに係る契約
- 6 医療機器類の借入りに係る契約
- 7 試験実験機器類の借入りに係る契約
- 8 諸機械類の借入りに係る契約
- 9 その他物品借入りに係る契約で知事が適当と認めるもの

第2号 機械警備、情報処理その他の役務の提供を受ける契約であって、1年を超える期間継続して役務の提供を受ける必要があると認められる業務に係るもの

規則 (本報告書対象)

- 1 機械警備業務、スクールバスの運行の業務その他の業務を遂行するために必要な設備、機器等を備え、及び使用する必要がある業務であって、商慣習上1年を超える契約期間を設けることが一般的であると認められるものの委託に係る契約
- 2 条例第1号の規定に該当する契約の項に掲げる契約に係る物品の保守点検業務の委託に係る契約
- 3 情報処理業務の委託に係る契約
- 4 医療事務の委託に係る契約
- 5 臨床検査業務の委託に係る契約（1の項に掲げる契約を除く。）
- 6 入院患者に対する給食業務並びに福祉施設の入所者及び通所者に対する給食業務の委託に係る契約
- 7 放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務の委託に係る契約
- 8 職員の給与、旅費等の支給及び福利厚生に関する事務の委託に係る契約[平成19年1月改正により追加]
- 9 自動車取得税及び自動車税に係る申告書等の受付並びに納付書及び納税証明書の作成及び交付並びにこれらの県税の収納に関する事務の委託に係る契約[平成21年6月改正により追加]

